

介護保険法施行に伴う年金からの特別徴収

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、医療保険福祉審議会の審議等に伴い変更がありうる。

保険料天引きチーム

市町村との情報交換における留意事項について

平成11年11月から介護保険料の特別徴収に係る情報交換が実施されることとなりますが、その取り扱いに当たっては次のことに留意の上円滑な事務処理が実施できるよう市町村の御協力をお願いします。

なお、具体的な事務処理要領については、平成11年10月上旬を目途に通知することとしております。

1. 磁気媒体の授受に係る個人情報の保護について

市町村と年金保険者（社会保険庁、国家公務員共済組合連合会、農林漁業団体職員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団）との特別徴収に必要な情報交換については、社会保険事務所を経由し、市町村毎に磁気媒体により行うこととなります。

当該磁気媒体には、年金受給者及び介護保険第1号被保険者に係る個人情報が収録されていることから、次の点を踏まえ適切に取扱い願います。

(1) 磁気媒体の授受は社会保険事務所において行います。

なお、市町村が磁気媒体を郵送等により社会保険事務所に提出する場合は、個人情報の保護措置に十分留意願います。

(2) 磁気媒体を授受したときは、受領印を押印する等により磁気媒体の授受を明確にすることとします。

(3) 磁気媒体は、決められた期日までに必ず提出願います。

2. 情報交換に必要な初期化済磁気媒体の提出について

平成11年11月から介護保険料の徴収に必要な情報交換が開始されることに伴い、市町村は年金保険者からの通知を収録するための初期化済磁気媒体を社会保険事務所に事前に提出することとなっておりますので、提出期限までに必ず提出して下さい。

なお、平成11年度における初期化済磁気媒体の提出時期は次のとおりですが、具体的な日程については事務処理要領においてお示しします。

(1) 特別徴収対象者通知に必要な磁気媒体

平成11年10月中旬頃

(2) 特別徴収依頼処理結果通知に必要な磁気媒体

平成12年1月下旬頃

3. 情報交換磁気媒体の変更について

平成11年度における情報交換に使用する磁気媒体については、過渡期の事務処理を円滑に実施し、確実に特別徴収に係る事務を実施する観点から、すでに登録されている磁気媒体の種類の変更は行わないこととしておりますので御理解願います。

なお、平成12年4月以降に情報交換に使用する磁気媒体の種類の変更を希望する場合の取扱いについては、別途お示しする予定です。

4. 介護保険料振込先金融機関の登録について

広域連合及び一部事務組合への参入予定又は特別会計の設置が遅れている等の理由により、振込先金融機関が未登録の市町村については、平成11年11月末日が登録期限となっておりますので、登録期日までに必ず登録願います。

なお、初回仮徴収時（平成12年4月分）の特別徴収保険料振込先金融機関は、平成11年11月末日までに社会保険業務センターに登録した金融機関とし、平成12年6月定期支払に係る特別徴収分以降の振込先金融機関について変更が生じた場合は「振込先金融機関変更届（仮称：別途提示予定）」を、平成12年5月15日までに各年金保険者にそれぞれ提出することとします（提出先については別途連絡します。）。

5. 特別徴収対象被保険者等からの照会対応及び特別徴収に関する広報のお願いについて

- 年金保険者において、特別徴収対象被保険者から介護保険料を特別徴収されたことについて照会があった場合、介護保険料額の設定の根拠等個別の事案に対する照会については、根拠となる資料等を持ち合わせていないことから回答することは困難です。

については、これらの照会があった場合には市町村に照会するよう特別徴収対象被保険者等を指導することとしますので、市町村において対応方よろしくをお願いします。

- 介護保険料の特別徴収に係る事務処理を円滑に実施するため、介護保険第1号被保険者等の十分な理解を得る必要があります。

については、市町村の広報紙等を活用して介護保険料を年金から特別徴収する旨の広報をお願いします。